

告示

埼玉県告示第千一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
箕和田用水利地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|----------------------|
| 理事 | 吉川 國平 | 埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百十三番地 |
| 監事 | 渡邊 貴代 | 同 同 同 百九十五番地二 |

二 退任

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|--------|------------------------|
| 理事 | 渡邊 貴代 | 埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百九十五番地二 |
| 監事 | 渡邊 繁太郎 | 同 同 同 百五十番地 |